

公営競技納付金だより

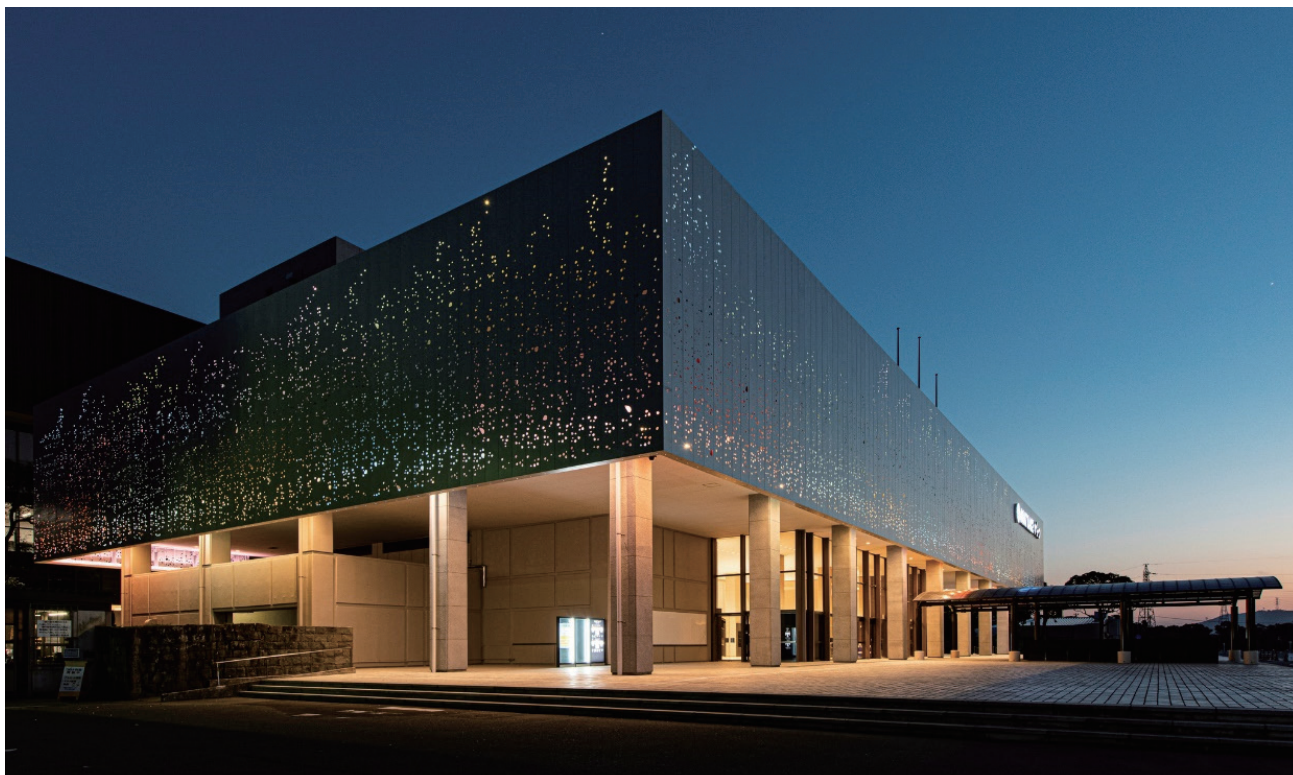
(2024.9 | 第169号)

「公営競技納付金」は、地方公共団体が開催している、地方競馬、競輪、オートレース、競艇（ボートレース）の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付していただく制度です。

機構では、公営競技納付金を全額「地方公共団体健全化基金」として積立を行い、この基金の運用益などを活用して、地方公共団体への貸付金（融資）の金利を低く抑えています。

公営競技納付金と地方公共団体健全化基金は、公営競技を開催していない地方公共団体にも、公営競技の収益を還元する仕組み（いわゆる「収益の均てん化」）としての機能を果たしています。

今号では令和5年度の公営競技納付金の状況等についてお知らせします。



ボートレースからつ（唐津市）

公営競技納付金の状況

令和5年度に納付された公営競技納付金は195億89百万円となり、前年度に比べて4億7百万円(2.0%)減少しました。

➤ 直近5年の公営競技納付金の状況

(単位：百万円)

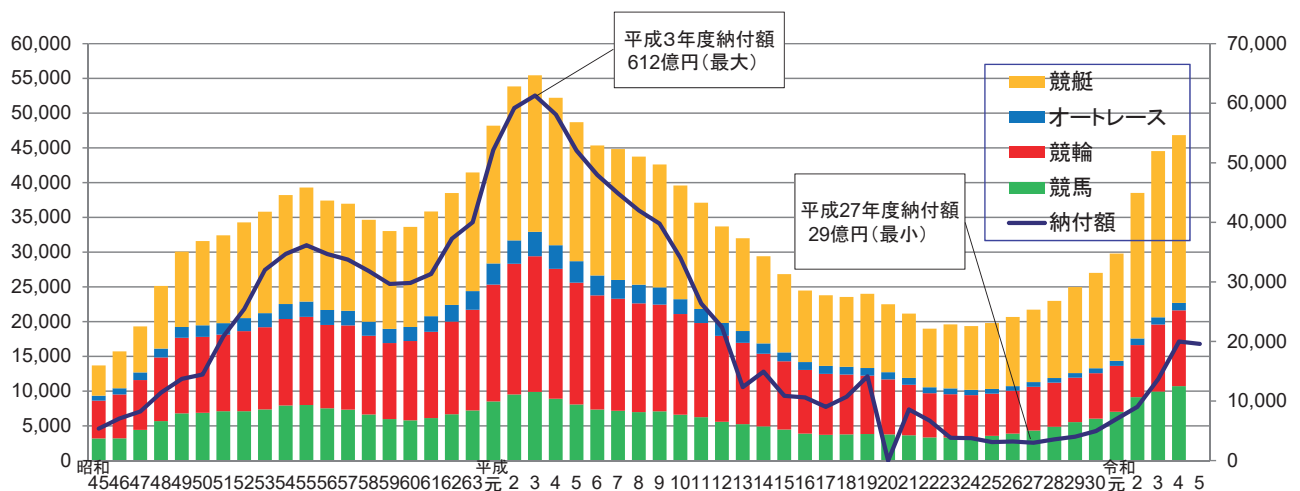
年 度	R1	R2	R3	R4	R5
公営競技納付金	6,996	9,041	13,691	19,997	19,589
公営競技施行団体数 (純計)	191 団体 (H30 開催)	191 団体 (R1 開催)	191 団体 (R2 開催)	191 団体 (R3 開催)	191 団体 (R4 開催)
納付団体数	59 団体	60 団体	86 団体	87 団体	91 団体

なお、公営競技の売上額は平成25年度以降、増加傾向が続いております。

➤ 公営競技の売上額と公営競技納付金の推移

売上額 (単位：億円)

納付額 (単位：百万円)



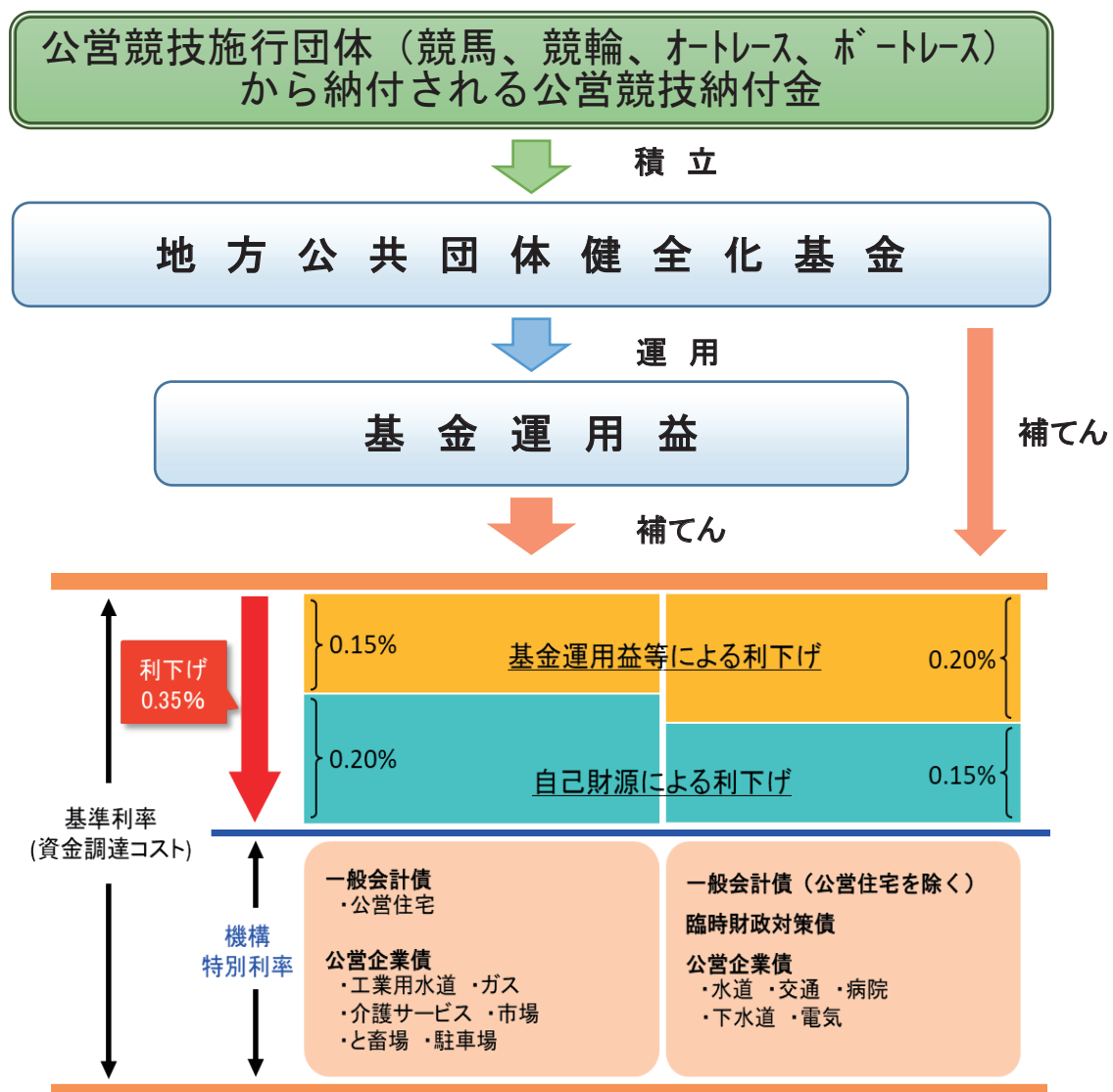
※ 平成20年度開催分から、分割納付及び還付制度(当年度売上額に基づく納付額の当年度納付及び還付)が廃止され、精算納付制度(確定した決算額に基づき算定した額を翌年度納付)になったため、平成21年度以降は売上額と納付額の年度にずれが生じています。

機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

機構の貸付利率には、「基準利率」と「機構特別利率」の2種類があります。

「機構特別利率」は、基準利率よりも低い利率（最大0.35%の利下げ^{※1}）に設定されており、貸付対象事業のうち、港湾整備事業、観光施設事業及び産業廃棄物処理事業の3事業^{※2}を除いた事業及び臨時財政対策債に適用されています。

基準利率より利率を下げている分、機構の利息収入は減ることになりますが、地方公共団体健全化基金の運用益と公営競技納付金、機構の自己財源で補てんする仕組みとなっています。



※1 機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※2 港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

1. 地方公共団体健全化基金の仕組みと直近10年の利下げの状況

納付いただいた公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金の基本基金に全額積み立てられ、運用されます。当該年度の基金運用益は、当該年度の利下げ補てん所要額に充てられ、その余剰は地方公共団体健全化基金の組入基金に積み立てられます。

利下げ補てん所要額に基金運用益を全額充当しても不足が発生する年度には、組入基金の積立金、基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）の順に地方公共団体健全化基金の積立金を取り崩して、利下げ補てん所要額の不足分に充てることとされています。

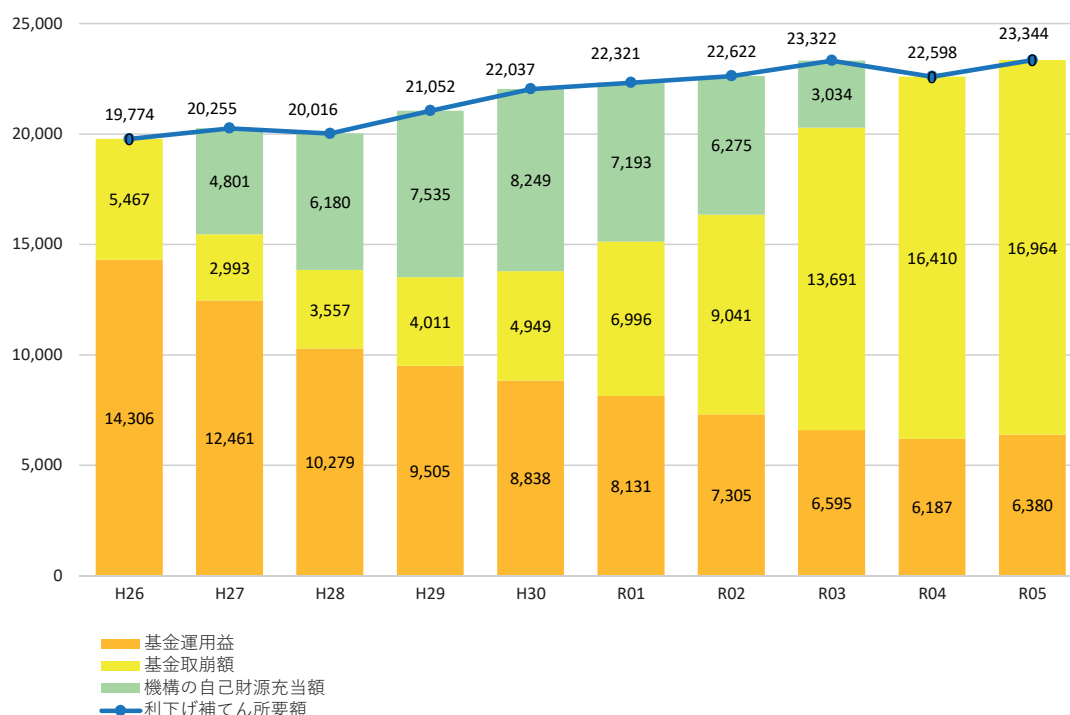
下のグラフは直近10年の利下げ補てん所要額とP2の図中の「基金運用益等による利下げ」の財源内訳の推移を示したものです。

利下げ補てん所要額（青色折れ線）は増加傾向です。一方、基金運用益（オレンジ色）は、令和5年度にやや増加しているものの、直近10年の傾向としては、低金利の影響で減少しており、令和5年度は10年前の約4割程度の水準となっています。

平成27年度から令和3年度にかけては、運用の原資である基本基金の積立金（黄色）を限度額まで取り崩しても利下げ補てん所要額の不足分を全て補うことができず、機構の自己財源（緑色）を充当する状況が続きました。

➤ 利下げ補てん所要額、「基金運用益等による利下げ」の財源内訳の推移

（単位：百万円）



2. 令和5年度の地方公共団体健全化基金の状況

令和5年度の地方公共団体健全化基金の年度末残高は9,264億99百万円となり、前年度に比べて26億25百万円（0.3%）増加しました。これは、利下げ補てん所要額が増加した一方で、その補てん財源である基金運用益も増加し、基本基金の積立金の取崩額が当該年度の公営競技納付金の納付額の一部に留まったためです。

3. 令和5年度の利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

令和5年度の利下げ補てん所要額は、233億44百万円でした。

基金運用益は63億80百万円となっており、基金運用益のみでは利下げ補てん所要額を満たせなかったため、基本基金から、当該年度の公営競技納付金の納付額の一部である169億64百万円を充当して不足分を補いました。

基金運用益は機構発足以来初の増加に転じたものの、依然として低金利の影響が継続しており、運用の原資である基本基金の積立金を取り崩さなければならない状況となっています。

➤ 地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況

（単位：百万円）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
利下げ補てん所要額	22,321	22,622	23,322	22,598	23,344
基金運用益	8,131	7,305	6,595	6,187	6,380
【再掲】公営競技納付金 （当該年度納付分）	6,996	9,041	13,691	19,997	19,589
地方公共団体健全化基金 （基本基金）を取り崩し、 利下げ補てん所要額へ 充当した額	6,996	9,041	13,691	16,410	16,964
自己財源充当額（※）	7,193	6,275	3,034	—	—
地方公共団体健全化基金 増加額	—	—	—	3,586	2,625
地方公共団体健全化基金 （年度末残高）	920,287	920,287	920,287	923,873	926,499

（注）表示単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合があります。

※「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）を充てても足りない部分を、機構の自己財源（収益）から補っている額です。

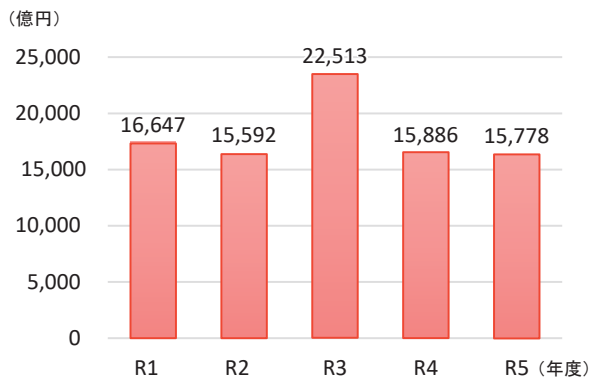
機構の貸付業務について（令和5年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

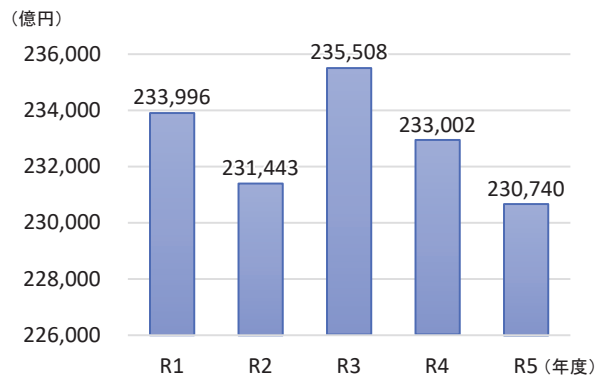
また、令和5年度末における貸付残高は約23兆740億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の27.9%を占め、次いで臨時財政対策債25.0%、水道事業12.6%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】



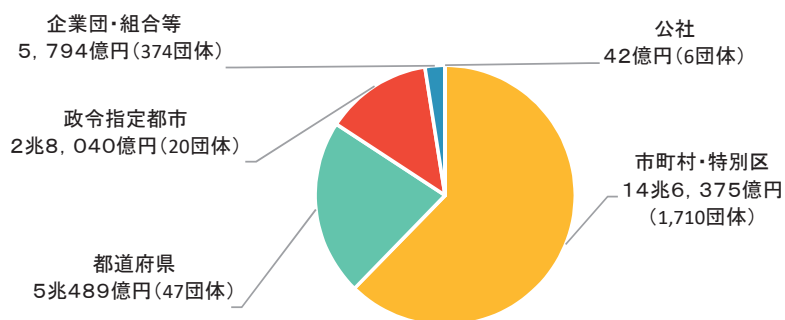
【貸付残高の推移】



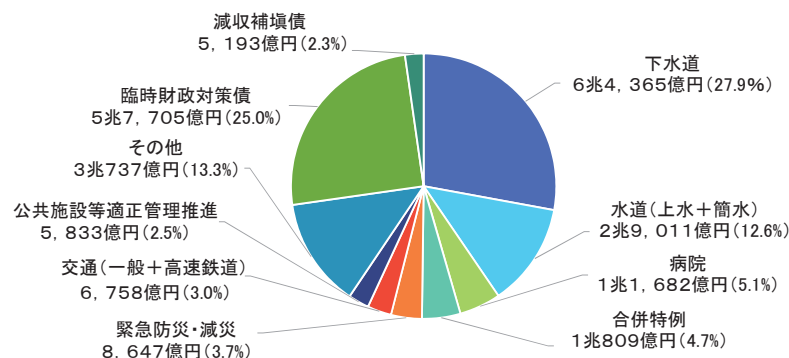
2. 貸付残高 23兆740億円（令和5年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】

※（ ）内は貸付団体数（2,157団体）



【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】



※四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

Q & A 納付金業務の基礎知識

このページでは、施行団体の納付金業務担当者様へ向けて、業務を実施するうえでの基礎的な知識をQ & A方式で簡単にご説明します。

Q 1 公営競技納付金の額はどのように計算するのですか。

A 1 下図のとおり、①「売上額を基礎として算出した値」と②「収益額を基礎として算出した値」を比較し、①、②のいずれか少ない金額に8／10を乗じた額が納付額となります。

➤ 公営競技納付金の計算方法

以下のとおり算出したいずれか少ない額に8／10を乗じた額を納付

① 売上額を基礎として算出するもの（地方財政法施行令附則第2条第1項）

$$(\text{売得金又は売上金} - 40\text{億円}) \times 1.0\%$$

② 収益額を基礎として算出するもの（地方財政法施行令附則第2条第1項ただし書き）

収益の額－7千万円 （調整後収益額）	売上額250億円以下	× 50%	×	調整後収益率 （調整後収益額／売上額）
	売上額250～350億円	× 40%		
	売上額350～450億円	× 30%		
	売上額450～550億円	× 20%		
	売上額550～650億円	× 10%		

※なお、累計赤字がある場合は、②が0となり、納付額も0となります。

（公営競技納付金の納付に関する規則第2条）

Q 2 公営競技納付金の計算に使用する「収益」とはなんですか。

A 2 公営競技納付金の納付に関する省令第1条の加算項目から控除項目を除いた金額です。言い換えると、下の「決算書イメージ図」のとおり、「事業内収入」から「事業内支出」を除いた金額です。

➤ 収益の計算方法

以下のとおり算出（公営競技納付金の納付に関する規則第1条）

①他会計繰出金・構成団体配分金
②公営競技納付金
③事業外支出
（公営競技の開催・施行等に直接必要な経費以外の額）

④実質赤字の額
※黒字の場合は、マイナス計上
⑤事業外収入
（公営競技施行に伴う収入以外の収入）

➤ 決算書イメージ図

区分	収入	支出	差引
事業内	70	64	(収益)6
事業外	(⑤)30	(①～③)26	4
計	100	90	(④)10

Q 3 「事業内収入」とはなんですか。

A 3 公営競技会計に収入した金額のうち公営競技の施行に伴う収入に係る金額を指します。

Q 4 「事業内支出」とはなんですか。

A 4 公営競技会計から支出した金額のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額を指します。

Q 5 A 4 の「これに充てるために積み立てたもの」とはなんですか。

A 5 将来「公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てることを予定している金額を、用途目的を定めて基金や建設改良積立金等に積み立てたものを指します。

当該積立金の用途目的が特定できないものは、「用途目的を特定しない積立金」として、事業外支出と取り扱われています。

Q 6 公営競技納付金の納付に関する規則第 3 条の「事業内支出に充てるために積み立てたものが令和 2 年度以降の各年度に事業内支出以外の経費に充てられた場合」には、こういったケースが該当しますか。

A 6 事業内支出に分類されている積立金等について、積立てを行った年度時点において想定していた用途以外の経費に充てた場合に該当します。例えば以下のようなケースが挙げられます。

- ・ 基金を廃止すること
- ・ 基金条例の改正によって基金の目的を変更すること
- ・ 議会の議決によって建設改良積立金等を目的外に取り崩すこと

Q 7 公営競技納付金の納付に関する規則第3条の「改めて算定する」とはどういった作業でしょうか。

A 7 例えば、N年度において施設整備を用途と定めた基金に100万円を積み立て、N+1年度においてこの基金の目的を変更し、積み立てた100万円を一般会計に繰り出した場合を考えます。この場合、N年度の収益計算では、積立金の額が事業内支出となり、収益計算上加算されません。

一方、N年度において、一般会計に繰り出すことを用途と定めた基金に100万円を積み立て、N+1年度に繰り出した場合、N年度の収益計算においては、積立金の額が事業外支出となり、収益計算上100万円加算されます。

両者とも、N+1年度に基金から一般会計へ100万円の繰出しを行った点については共通していますが、N年度の収益は前者の方が100万円少なく計算されることとなります。

このような状態を是正するため、事業内と認められた基金等について、積立年度時点とは異なる目的に用途を変更した場合、積立年度時点において事業外支出に充てるために積立てを行ったとみなして、過去の収益を再計算します。

再計算により、上記の前者の事例においては、N年度の収益が当初計算額+100万円となります。再計算された収益の額に基づく公営競技納付金が過去の算定額を上回る場合、N+1年度にその差額を納付いただくこととなります。

なお、積立年度時点と異なる目的に用途を変更した積立金を取り崩して公営競技会計に収入した場合、積立金を取り崩された年度の収益計算上、当該収入は事業外収入として取り扱います。

Q 8 財政調整基金の積立金を「公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てるために取り崩して使用しました。

この場合の取崩額は事業内収入、事業外収入のどちらに該当しますか。

A 8 事業外収入に該当します。

積立金については、積み立てを行った年度の用途目的を確認して事業内か事業外かを判断するため、財政調整基金の積立金の使用は、取り崩して使用する年度時点の用途目的の如何に関わらず、事業外収入になります。

Q 9 複数競技を施行している場合、各競技の予算からそれぞれいくら納付するかについて、ルールはありますか。

A 9 ルールは存在せず、各団体のご判断にお任せしております。

Q 10 決算書に原本証明や押印は必要ですか。

A 10 不要です。

令和3年度算定以降、全ての書類を電子媒体でご提出いただくこととしており、原本証明も押印も不要としております。

Q 11 決算書の提出にあたって注意すべき点がありますか。

A 11 公営競技納付金の算定に用いた数値と決算書の数値が一致していることを確認するために決算書の提出をお願いしておりますので、一部を抜粋して提出される場合には、公営競技納付金の様式に記載すべき箇所が網羅されていること（抜粋漏れがないこと）を必ずご確認ください。

また、提出書類の送付時点において、当該年度の決算に関して議会の議決が済んでいない場合には、地方公共団体の長に提出したもの又は議会に提出したものと同一決算書（案）を提出してください。提出後、変更が生じた場合は、必ず修正後の決算書（案）を再提出してください。

議会において決算の議決がなされた場合は、議決後の決算書を提出してください。

Q 12 決算書以外の書類提出にあたって特に注意すべき点がありますか。

A 12 近年の事例では、決算書等記載内容の根拠資料の提出漏れが散見されます。具体的には、

- ・ 雑収入、雑支出、その他といった項目の内訳
- ・ 寄付金の目的、金額等が確認できる資料
- ・ 負担金、補助金、交付金の支出先及び金額を記載した一覧表

です。これらに該当がある場合は忘れずに提出をお願いいたします。

Q 13 様式は過年度のものを使用してもいいですか。

A 13 年度によって様式の数式等を修正している場合がありますので、必ず最新の様式を使用してください。

Q 14 機構に問い合わせる際に注意すべきことはありますか。

A 14 メールにてお問い合わせいただく際には、担当者個人のメールアドレスではなく、公営競技納付金専用アドレス（noufukin@jfm.go.jp）宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

Q 15 公営競技納付金の納付期限はなにで定められていますか。

A 15 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第5項で、11月30日までに機構に納付することと定められています。

※11月30日が銀行の休業日である場合は、当該休業日の翌営業日までに納付することとなります。

公営競技納付金の納付期限は、令和6年12月2日（月）です。

※開催年度後3年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。

1Fコミュニティエリア「からっふる」



【利用時間】10:00～16:40（最終受付16:10）
 【対象年齢】6ヶ月～12歳
 【利用料金】子ども・大人 各300円



ボルダリング
「のぼらんぼ」

【利用時間】10:00～21:00（最終受付20:30）
 【利用料金】無料（貸切利用の場合は有料）
 【貸 靴】100円/1足



ブックカフェ
「Blue Book Cafe」



BOAT RACE からっ



公式HP



公式X



モーヴHP



からっふるHP



「音楽スタジオ」

【利用時間】10:00～21:00（最終受付20:30）
 【利用料金】一般800円 高校生以下400円/1時間あたり



フットコート
「タペテミーナ」



「キッチンスタジオ」



からっキ-食堂

SINCE 2021

肉肉うどん

創作オムライス

ポロの樹 Jr.

※からっレース開催日は入場料 100 円（20 歳以上）が必要です。

派遣職員の東京生活日記

「あんた東京に染まったな……。」

久しぶりに実家に帰った私の会話のイントネーションについて、母親が言い放った一言である。

私は今回の派遣出向の機会をいただくまで関西圏から出たことがない生粋の関西人であり、もちろん「関西弁」以外の言語は、義務教育範囲内の英語くらいしか話すことができなかった。そんな私が標準語を話すきっかけとなったのが、派遣先でのM先輩との出会いである。（ちなみにこのM先輩は、昨年度の東京生活日記の著者であり、『来年は後輩が面白い！文章を書くと思うのでご期待ください！！』という雑な愛のあるバトンパスをした派遣職員の先輩であることを補足させていただく。）その先輩から「すごい関西弁だね、笑」と少し戸惑いながら言われたことに対して、本能的に危機感を感じ、標準語を話すこととなった。今思えばなぜ危機感を覚えたのか忘れてしまったが、着任当初の私は勤務初日に言語の壁に直面したのは間違いなく、一日も早い標準語の習得が必要であった。

難しいと思われた標準語の習得について、職場の方々が標準語であったこともあり、思いのほか順調に進み、職場の方からは「本当に関西出身？」と言われるほどの上達度であった。

そんな順風満帆な標準語ライフを送る私に、冒頭での母親の発言が躊躇無く襲いかかったのである。私も必死に関西弁で応戦しようとするものの、喉から発声されるイントネーションは標準語ばかりであった。母親だけでなく、関西の友人や派遣元の後輩までも私の話し方について、「染まった」との酷評を受けた。バラエティ番組などでなにかと比較される関東と関西であるが、当事者になるとなかなか辛いものがあり、個人的には「染まった」のではなく「適応した」と声を大にして主張したい。

関西の関係者からは「染まった」と言われ、

M先輩からは「まだまだ言葉の節々に関西弁が残っている」と、厳しい評価をされ、どっちつかずのまま分厚い言語の壁が打開できない日々が続いている。

そんな言語の壁に翻弄される私の癒やしがサウナである。派遣元でもサウナによく行くタイプであったが、サウナめぐりをしたことはあまりなく、最寄りのスーパー銭湯で汗を流すことが多かった。ただ、東京に来たからには今しか体験できないサウナを体験しようと思うようになり、最近はサウナ遠征をすることが多くなった。

特に私が癒やされたサウナ施設を1つ紹介したい。その施設は薪サウナに特化したサウナであり、薪を直接燃やすため木のいい香りと薪が燃えるパチパチという音でサウナ室が満たされ、たまらない空間である。また、その施設には定刻になると熱波師が熱波を体の芯まで届けてくれるアウフグースイベントがあり、BGMにあわせた華麗なタオルさばきはまさに圧巻である。全身に熱風を浴び、大量の汗を流した後に入る水風呂⇒外気浴は格別で、最高の時間を過ごすことができる。関東・東海地方には趣向を凝らしたサウナ施設が複数あり、某県のサウナの聖地と言われる施設にはもちろん足を運ぶ予定である。

私の東京生活はまだ折り返し地点にも立っておらず、公私ともに様々な経験ができるこの機会を十分に堪能したいと思う。「関西弁」と「標準語」のバイリンガルになれる日が先か、東京の派遣生活終了が先か、引き続き言語の壁と戦いながら、限りある東京生活を楽しみたい。

本項は、各地の地方公共団体から派遣され、当機構で働く職員の東京生活の様子をエッセイ形式で掲載するものです。



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03(3539)2685 ☆ FAX : 03(3539)2613 ☆ ホームページ : <https://www.jfm.go.jp/>

公営競技納付金専用アドレス : noufukin@jfm.go.jp